

## 序章 計画改定にあたって



## 序章 計画改定にあたって

### 1. 計画改定の趣旨

平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取組が推進されてきました。

今回、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」(以下「国民運動」という。)では、21世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組みを推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCDの予防)
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

また、これらの基本的な方向を達成するため、53項目について、現状の数値とおおむね10年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取組みがさらに強化されるよう、その結果を大臣告示として示すことになりました。

石垣市では平成19年3月に、「健康日本21」の取組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、石垣市の特徴や、市民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた、健康増進計画「健康いしがき21」を策定し、取組を推進してきました。

今回、示された「国民運動」の基本的な方向及び目標項目については、別表Iのように考え、これまでの取組の評価、及び新たな健康課題などを踏まえ、健康いしがき21(第二次)を策定します。

## 参考 基本的な方向の概略

### (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差

### (2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD(慢性閉塞性肺疾患)に対処するため、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進。

国際的にも、これらの疾患は重要なNCD(Non Communicable Disease)として対策が講じられている。

#### \*NCDについて

心血管疾患、がん、慢性呼吸器疾患および糖尿病を中心とする非感染性疾患(NCD)は、人の健康と発展に対する主な脅威となっている。

これらの疾患は、共通する危険因子(主として喫煙、不健康な食事、運動不足、過度の飲酒)を取り除くことで予防できる。

この健康問題に対処しない限り、これらの疾患による死亡と負荷は増大し続けるであろうと予測し、世界保健機関(WHO)では、「非感染性疾病への予防と管理に関するグローバル戦略」を策定するほか、国連におけるハイレベル会合でNCDが取り上げられる等、世界的にNCDの予防と管理を行う政策の重要性が認識されている。

今後、WHOにおいて、NCDの予防のための世界的な目標を設定し、世界全体でNCD予防の達成を図っていくこととされている。

### (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

若年期から高齢期まで、全てのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組む。

### (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、国民が主体的に行うことができる健康増進の取組を総合的に支援していく環境の整備。

### (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活

習慣及び社会環境の改善。

対象ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

別表 1

□ 目標項目 (53項目)

ライフサイクルを横断において構造化、目標項目をおとしてみました

全体目標	次世代の健康				高齢者	死亡		
	胎児(妊婦)	0歳	19歳	20歳			40歳	65歳
生活習慣病	<p>□ 胎芽着床の遅小</p> <p>□ 胎児成長の遅小</p> <p>が 入</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	
	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	
	生活習慣	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>
	社会生活機能の向上	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>	<p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p> <p>□ 胎児の発育遅延</p>

個人の取組では解決できない  
地域社会の取組づくり

## 2. 計画の性格

この計画は、石垣市第二次総合計画を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

この計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する石垣市国民健康保険特定健康診査等実施計画と一体的に策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。

同時に、今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。

表1

法 律	沖縄県が策定した計画	石垣市が策定した計画
健康増進法	健康おきなわ21	健康いしがき21
次世代育成対策推進法	すこやか親子おきなわ2010	石垣市子育て支援行動計画 (次世代育成支援対策計画)
食育基本法	沖縄県食育基本計画 食育おきなわ うまんちゅプラン	石垣市食育推進計画 (あやばにプラン)
高齢者の医療の確保に関する法律	沖縄県医療費適正化計画	石垣市国民健康保険特定健康診査等実施計画
がん対策基本法	沖縄県がん対策推進計画	
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康おきなわ21	
介護保険法	沖縄県高齢者保健福祉計画	石垣市高齢者福祉計画 (21パールプランいしがき)

## 3. 計画の期間

この計画の目標年次は平成34年度とし、計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とします。なお、5年を目途に中間評価を行います。

## 4. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組を推進するため、全市民を対象とします。